

年末短期運転資金をあっせんします

区内中小企業者の年末資金需要に応えるため、例年行っている年末短期運転資金の融資あっせんを、下記の内容により期間限定で実施します。

資金使途

運転資金



申込限度額

300万円

返済期間

1年以内（据置2か月以内含む）

実質金利

0.5%（年利2.0% 区の補助1.5%）

信用保証料

保証料は全額利用者負担

※ 原則として、信用保証協会の保証を要します。

受付期間

**令和8年10月1日(木)
～令和8年11月30日(月)**

※ 金融機関や保証協会の審査の結果、融資を受けられない場合があります。

＜申込みできる方：以下のすべての要件を満たす事業者＞

- ◆ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- ◆ 区内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
法人：本店登記及び事業実態が区内にあること。
個人：事業所及び営業の本拠地が区内にあること。
- ◆ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- ◆ 特別区民税（法人は法人住民税）、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- ◆ 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

＜必要書類＞ ※ その他必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります

- ☑ 墨田区商工業融資申込書（2部）
- ☑ 直近の確定申告書及び決算書
- ※ 電子申告の場合は受信通知（メール詳細）があるもの
- ※ 個人事業主の方で書面で申告している場合は2期分
- ☑ 法人住民税の納税証明書の原本（法人の場合）
- ※ 個人の場合、2階の税務課で納税の照合が必要です

＜問い合わせ・連絡先＞

墨田区産業観光部 経営支援課

Tel 5608-6183（直通）